

ハラスメント対応方針

公益社団法人早島町シルバー人材センター（以下「当センター」という。）は、すべての会員及び職員が互いに人格と尊厳を尊重し、安心して活動・就業できる環境を確保するとともに、発注者、利用者その他関係者との良好な関係を維持するため、ハラスメントの防止及び適切な対応に取り組めます。

1. 基本方針

当センターは、ハラスメントを個人の尊厳や人格を傷つける重大な問題と認識し、ハラスメントの未然防止に努めます。

また、ハラスメントが発生した場合には、被害を受けた方の立場に配慮し、迅速かつ適切に対応するとともに、行為者に対して必要な措置を講じ、再発防止に取り組めます。

2. 対象となるハラスメント

当センターでは、次のような行為をハラスメントとして、その防止及び対応に取り組めます。

(1) 職場におけるハラスメント

- ・ パワー・ハラスメント
- ・ セクシュアル・ハラスメント
- ・ その他、相手の人格や尊厳を傷つけ、就業環境や活動環境を害する不適切な言動

(2) 会員・職員等に対するハラスメント

会員同士、会員と職員、職員同士その他当センターの活動に関わる者の間において、立場や関係性を利用して相手に精神的・身体的な苦痛を与える行為を対象とします。

(3) カスタマーハラスメント

発注者、利用者その他当センターの業務に関係する方からの、要求内容が著しく不当なもの、または要求を実現するための手段・態様が社会通念上相当な範囲を超え、会員や職員の就業・活動環境を害する行為を対象とします。

例えば、次のような行為が該当する場合があります。

- ・ 暴言、威圧的な言動、脅迫
- ・ 暴力行為
- ・ 人格を否定するような発言
- ・ 正当な理由のない過度な要求や繰り返しの要求
- ・ 長時間にわたる拘束や執拗な問い合わせ
- ・ 職員・会員等に対する不当な謝罪や金銭等の要求

- SNS 等への投稿をほのめかすなどして、過度な対応を要求する行為
 - その他、要求内容またはその手段・態様が社会通念上相当な範囲を超える行為
- なお、正当なご意見やご要望、苦情等については、ハラスメントと一律に扱うものではありません。

3. ハラスメントへの対応

当センターは、ハラスメントに関する相談や申出を受けた場合、事実関係を適切に確認し、必要に応じて関係者から事情を聴取するなど、迅速かつ適切に対応します。

ハラスメントが確認された場合には、被害を受けた方への配慮を行うとともに、行為者に対して必要な措置を講じ、再発防止に努めます。

また、カスタマーハラスメントに該当する行為が認められた場合には、会員及び職員の安全と就業・活動環境を守ることを最優先とし、状況に応じて対応を中止する、関係機関に相談する等、適切な措置を講じます。

4. 相談・申出について

ハラスメントを受けた方、ハラスメントを受けていると思われる方、またはハラスメントに関して相談したい方は、当センターの相談窓口までご相談ください。

相談者の立場に十分配慮し、相談内容及び個人情報については適切に取り扱います。

また、相談したことや事実確認に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行いません。

5. 周知・啓発及び再発防止

当センターは、ハラスメントに関する正しい理解を促進するため、会員及び職員等に対する周知・啓発に努めます。

また、ハラスメントが発生した場合には、その原因を検証し、必要な改善を行うことで、再発防止に取り組めます。

6. おわりに

当センターは、会員、職員、発注者、利用者その他関係する皆様がお互いを尊重し、安心して活動・就業できる環境をつくることを目指します。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。